


生活環境

ごみ 問合せ先／本庁 環境課 各支所 健康福祉課

●ごみの収集 ～マナーを守ってごみの減量化、資源化にご協力をお願いします～

収集日の当日、午前8時30分までに所定の集積場所に排出してください。地区ごとの収集日は、ごみ収集カレンダーでご確認ください。(http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi.html)

<p>可燃ごみ (台所の生ごみ、紙くず、木くず、衣類などで長さ50cm未満の燃えるもの)</p>	<p>◇一般家庭から出るごみ(長さが50cm未満のもの)・・・週2回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名を記入した指定収集袋(有料)に入れて出してください。 ・生ごみは、十分水切りをして出してください。 ・紙おむつなどは、汚物をトイレに捨ててから出してください。 <p>※指定収集袋以外での排出や、可燃ごみ以外のものが混入されているもの、収集袋に氏名の記入のないものは収集できません。</p>
<p>資源化ごみ (ビン・ガラス類、陶磁器類、有害類、ビニール類、金属類、アルミ、ペットボトル、紙パック、ダンボール)</p>	<p>◇ビン・ガラス類、陶磁器類(長さが50cm未満のもの)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビンの栓を取り、水洗いしてから集積場所に置かれているカゴに色分け(透明・茶・青・緑・黒)をして出してください。[飲料品、調味料、酒類、飲み菓などの空きビン] ・オレンジのカゴには、上記以外のものを入れてください。[コップ、化粧ビン、ガラス、皿、陶磁器類、使い捨てカイロなど] <p>◇有害類(乾電池・蛍光灯・鏡・体温計(水銀)など)・・・年3回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積場所に置かれているカゴ(乾電池など)とコンテナ(蛍光灯、鏡、体温計など)に分けて出してください。 <p>◇ビニール類(プラスチック製のもの、ビニール袋、発砲スチロールなどで長さが50cm未満のもの)・・・月2回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区名と氏名を記入した指定収集袋(有料)に入れて出してください。 <p>◇金属類(アルミを除いた金属性のもの、スチール製の空き缶、スプレー缶、針金、やかん、包丁などで長さが50cm未満のもの)・・・2カ月に1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散らばらないように、ひもで縛るかダンボール箱などに入れて、地区名・氏名を記入して出してください。(重さ20kg以内にしてください。) ・缶の中は、水洗いをしてください。スプレー缶は、穴をあけてガスを抜いてください。 <p>◇アルミ(アルミ製の空き缶、アルミ皿、アルミサッシなどで長さが50cm未満のもの)・・・2カ月に1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散らばらないように、ひもで縛るかダンボール箱などに入れて、地区名・氏名を記入して出してください。(重さ20kg以内にしてください。) ・缶の中は、水洗いをしてください。スプレー缶は、穴をあけてガスを抜いてください。 <p>◇ペットボトル(飲料水・調味料用・酒類用のペットボトルなどで、リサイクルマーク  があるもの)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャップ、ラベルなどの付属物を取り外し、水洗いしてから集積場のエコパックに入れて出してください。踏みつぶすなどして、できるだけ小さくして出してください。 <p>◇紙パック(牛乳パック、ジュースパックなど)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はさみなどで切り開き、注ぎ口などの付属物を取り外し、できるだけ大きさをそろえて、散らばらないよう、ひもなどでまとめて出してください。 <p>◇ダンボール・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散らばらないよう、ひもなどでまとめて出してください。

粗大ごみ (一辺の長さが50cm以上のもの) (金属製ごみは除く)	◇最も長いところの長さが50cm以上のもの・・・2カ月に1回収集 ・排出物に「粗大・家電共通シール」(手数料シール)を貼り出してください。 ・「粗大・家電共通シール」には、必ず、地区名・氏名を記入してください。 ※内容や大きさにより収集手数料が異なります。 ※金属製のものは、「粗大・家電共通シール」を貼って金属類の収集日に出してください。
家電ごみ (冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、パソコンなど)	◇電気で動くもの・・・2カ月に1回収集 ・最も長いところの長さが30cm以上のものについては、「粗大・家電共通シール」を排出物に貼って出してください。(30cm未満はシール不要) ・「粗大・家電共通シール」(手数料シール)には、必ず、地区名・氏名を記入してください。 ※内容や大きさにより収集手数料が異なります。

※詳しい収集内容については、船井郡衛生管理組合発行の「ごみの正しい分け方と出し方」のパンフレットを参考にしてください。船井郡衛生管理組合 (☎0771-42-3425)

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi/pdf/manual.pdf>

※指定収集袋は、それぞれの居住地域の小売店などで販売しています。

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi/pdf/hanbaiten.pdf>

※新聞紙、雑誌については、リサイクルできるので、可燃物で出さず、できるだけ、船井郡衛生管理組合またはリサイクルの日に直接持ち込んでください。

※収集処理できないもの ⇒ 医療廃棄物、産業廃棄物、危険物、車、バイク(50cc以下を除く)、タイヤ、廃油、木の株、建築廃材、農薬、農機具、消火器、コンクリートガラ、土、塗料など

○直接搬入される場合の出し方

[申込方法] 船井郡衛生管理組合に連絡して、「いつ、何を、どれだけ」持ち込むか伝えてください。
(☎0771-42-3425)

[申込受付時間] 午前8時30分から午後5時15分 (土、日、祝日及び組合が定める日を除く)

●生ごみ処理容器などの購入費補助

生ごみの自家処理およびごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器などの購入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは、環境課または各支所健康福祉課にお問い合わせください。

対象容器など	補助基準	処理方法
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	1世帯2基以内 (更新は不可)	購入費の4分の1以内を補助 (上限補助額 2,000円)
生ごみ堆肥化処理機 (家庭用電気製品など)	1世帯1台 (更新は不可)	購入費の4分の1以内を補助 (上限補助額 20,000円)
生ごみ収集庫設置事業	集落単位で設置	収集庫1台につき3分の2以内を補助 (上限補助額 50,000円)

●リサイクルの日

毎月8日は、リサイクルの日です。曜日、祝日にかかわらず、毎月8日に開催します。市民の方なら、どなたでも下記のものを持ち込むことができます。

時間：午前9時から11時30分／午後1時から3時30分

場所：「資源の館」園部町黒田 (西部浄化センター)

新聞紙、雑誌 (書籍・菓子箱・ティッシュの箱などの厚紙)	・大きさをそろえ、ばらけることがないよう、ひもで十字に固く縛ってください。 ・新聞とチラシは必ず分けてください。 ・ナイロンの袋に入れたまま出さないでください。 ・ファイルなどの金具、プラスチックは必ず外して出してください。 (紙以外のものは混ぜないでください) ・アルバムや色見本台帳などは収集できません。
ダンボール	・折りたたんで大きさをそろえ、ひもで十字に固く縛ってください。 ・筒状のものや米袋は収集できません。

古布（古着）	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロンの袋（中身が見えるものが好ましい）などに入れて出してください。 ・古着としてリサイクルしますので、ボタンなどは、つけたままにして出してください。 <p>※収集できないもの ⇒ 下着類、はぎれ、綿の入ったもの、バッグ類、ベルト類、毛布、着物、皮製品、帯、カーペット類、布団類</p>
紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用の紙パックに限ります。 ・注ぎ口などの異物を取り、きれいに洗って広げ、乾かしてから出してください。 ・内側にアルミが貼ってある紙パックは収集できません。
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の単車、自家用車の物のみ収集します。

※業者、販売店などの大量持込は固くお断りします。また、時間外の持込はお断りします。

●し尿の収集

申 込 方 法	処理手数料および納付方法
<p>船井郡衛生管理組合に 直接申し込んでください。 (☎0771-42-5301) [申込受付時間] 午前8時30分から午後5時まで (土、日、祝日及び組合が定める 日を除く)</p>	<p>[手 数 料] 180またはその端数ごとに231円</p> <p>[納付方法] 事前に汲取券を購入のうえ、汲取作業完了時に担当者にお渡し してください。 なお、汲取日に不在などで納付できない場合は、環境課およ び市民課または各支所健康福祉課でも納付いただけます。 ※事前に、手数料が含まれた有料の汲取券を販売店で購入して ください。</p>

※汲取券は、それぞれの居住地域の小売店などで販売しています。

※盆、正月前は申込件数が急増します。早めに申し込みください。

バキュームカーやし尿処理施設などの故障の原因になるため、便槽には、紙おむつ、ティッシュペーパーなどを捨てないでください。

犬猫の飼育、害虫駆除

問合せ先／本庁 環境課

各支所 健康福祉課

●犬を飼う方へ

■犬の登録

生後91日以上の子犬は、生涯に1度登録が必要です。新しく犬を飼われた場合には、30日以内に登録を行ってください。登録は、環境課または各支所健康福祉課、あるいは動物病院などでできます。登録料は、1頭につき3,000円です。登録をすると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

■狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年4月1日から6月30日までの間に1回受けさせることが義務付けられています。毎年4月に狂犬病予防注射・集合注射を実施しています。日程を決めて各地区を市と獣医師会が協力して巡回しますので、最寄りの会場で受けてください。1頭につき、3,200円が必要です。また、最寄りの動物病院などでも随時受けることができます。注射済みの犬には「注射済票」が交付されますので、「犬の鑑札」と同様に首輪に取り付けてください。

※犬の登録や予防注射をしなかった場合には、狂犬病予防法により罰せられることがあります。

■登録内容の変更

登録した犬が死亡したときや、飼い主の氏名や住所が変わったときは、速やかに届け出をしてください。

●猫を飼う方へ

猫は行動範囲の広い動物です。猫を飼育している方は、近所に迷惑をかけないように、適正飼育をお願いします。なお、野良猫、捨て猫についても、餌を与えている人には、飼い主と同じ義務が生じますのでご注意ください。

●犬・猫を飼えなくなったときは・・・・・・・・

新たに犬・猫を飼える人が見つからなかった場合に限り、保健所に引き取りを求めることができます。

引 取 日：毎週月曜日（休日を除く） 午前9時から10時30分

手 数 料：平成21年7月から、引取手数料（2,000円以内）が必要となる予定です。

場 所：京都府南丹保健所（南丹市園部町小山東町藤ノ木21）

問合せ先：京都府南丹保健所（☎0771-62-4754）

●蜂駆除用防護服の貸出

蜂の駆除は、専門的な知識や危険防止のための防具が必要となり、いたずらに巣の撤去をしようとすると刺傷被害に遭うばかりか、生命の危険にさらされる場合もあります。環境課または各支所健康福祉課にて、蜂駆除用の防護服の貸出を行っていますので、ご利用ください。

なお、市では蜂駆除の作業は行いませんので、個人で駆除できないときは専門の業者などにご相談ください。